

## イービジネスダイレクトローン取引規定

アコム株式会社の保証に基づき、スルガ銀行株式会社（以下「銀行」といいます。）と行なうローン取引（以下「本取引」といいます。）は、この取引規定の定めるところによります。

### 第1条 取引支店等

本取引は、イービジネスダイレクト支店のみで行います。

### 第2条 取引期間

本取引の期限は、契約日より5年以内とします。

### 第3条 貸越金利息等

1. 本取引による借入金債務については、借入要領の預金口座（以下「指定口座」といいます。）から総合口座（普通預金）取引規定に基づく払戻請求書の発行等の手続を行うことなく、銀行が任意の方法により次の取引をします。
  - （1）借主の借入金は融資日に指定口座に振込みます。
  - （2）借入金に対する約定返済日に約定弁済金ならびに利息額を指定口座から引き落としのうえ、支払に充当します。なお引落としに際しては、事前、事後ともに何らの通知、連絡をいたしません。
2. 約定返済日に前項2号の指定口座の残高が約定弁済金および利息額に不足する場合は、借主は直ちに不足額を預け入れ、預入れ後いつでも銀行において損害金、その他本規定により支払うべき金額を加算し、前項に準じて処理します。
3. 本規定に基づき必要とする印紙代、その他本規定に関して借主の負担となる一切の費用について、銀行は、約定弁済日にかかわらず本条1項と同様の方法により指定口座から引き落としのうえ、これに充当します。
4. 指定口座より引き落とす際、指定口座より支払をなすべきものがあるときは、その支払と前項による引落としのいずれを先にさせるかは銀行の判断によるものとします。
5. 氏名、住所、印鑑等届出事項に変更があったとき、もしくは指定口座の変更または指定口座からの振替を解除する場合は、直ちに書面により銀行に届出をしてください。銀行が本規定に基づいて取扱をしたことにより、万一事故、損害等が生じた場でも借主が一切の責任を負い、銀行に対し損害賠償請求等をしないものとします。

### 第4条 担保

債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、借主は、銀行の請求によって直ちに銀行の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または保証人をたてもしくはこれを追加するものとします。

### 第5条 期限の利益の喪失

1. 借主および連帯保証人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主および連帯保証人は、本契約による債務全額について期限の利益を失い、第3条記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
  - （1）支払の停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
  - （2）手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - （3）借主またはその連帯保証人の預金その他の銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
  - （4）借主および連帯保証人の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主および連帯保証人の所在が不明になったことを銀行が知ったとき。
2. 借主および連帯保証人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの請求によって、借主または連帯保証人は、銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに本契約に

よる全ての債務を弁済するものとします。

- (1) 銀行に対する債務の一部でも履行を遅延したとき。
  - (2) 借主および連帯保証人が振出人あるいは引受人となっている手形または小切手が不渡りとなったとき。
  - (3) 担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
  - (4) 銀行との取引約定に違反したとき。
  - (5) 借主の連帯保証人が前項又は本項の各号の一つでも該当したとき。
  - (6) 前各号のほか銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前項において、借主又は連帯保証人が銀行に対する住所変更の届出を怠るなど借主又は連帯保証人の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

## 第6条 解約

1. 借主は、いつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により取引店に通知し、直ちに本取引による債務を全額弁済するものとします。
2. 第5条各号の事由があるときは銀行は、いつでも本取引を解約することができるものとします。
3. 第2項により本取引が解約された場合は、借主は、本取引による債務を直ちに全額弁済するものとします。

## 第7条 銀行からの相殺

1. 借主が本取引による債務を履行しなければならない場合には、銀行は、貸越元利金等と預金その他銀行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 第1項によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算についてはその期間を相殺実行の日までとし、預金の利息については預金規定の定めによります。ただし期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

## 第8条 借主からの相殺

1. 借主は、支払期にある預金その他銀行に対する債権と本取引による債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
2. 第1項により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出してください。
3. 第1項によって相殺した場合における債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を相殺通知到達の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

## 第9条 占有物の処分

借主が本取引による債務を履行しなかった場合には、銀行は、占有している借主の動産、手形その他の有価証券（混蔵寄託による共有持分を含む）をかならずしも法定の手続きによらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を銀行所定の順序により債務の返済に充当できるものとします。

## 第10条 債務の返済などにあてる順序

1. 借主に本取引による債務のほか銀行に対するほかの債務がある場合に、銀行から相殺するときは、銀行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺に当てるかを指定できるものとし、借主は、その指定に対しては異議を述べることはできません。
2. 借主は、本取引による債務のほか銀行に対するほかの債務がある場合に、債務を返済または相殺するときは、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することかできます。
3. 借主の上記指定がなかったときは、銀行はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとし、借主は、その指定に対しては異議を述べることはできません。

4. 借主の上記指定により債権保全上支障が生じる恐れがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、保全・保証の状況などを考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。
5. 上記によって銀行が指定する債務については、その期限が到来したものとします。

#### **第11条 危険負担、免責条項等**

1. 銀行に差し入れた証書などが事変、災害等やむを得ない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の請求により代り証書等を差し入れてください。
2. 本取引において貸越金支払請求書、届出その他の書類に使用された印影（または暗証）について、銀行が届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたう例えば、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害においては銀行は責任を負いません。
3. 借主に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立てもしくは処分にあつた費用、および借主の権利を保全するため銀行が借主から協力の依頼を受けた場合に要した費用は、借主の負担とします。

#### **第12条 届出事項の変更**

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他の届出題項に変更があつたときには、直ちに書面によって銀行に届出をしてください。
2. 前項の届出を怠つたため、銀行に最後に届出のあつた氏名、住所にあてて銀行が通知又は送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかつたときでも、通常到達すべき時に到着したものとします。

#### **第13条 報告および調査**

1. 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は借主は借主の信用状況について直ちに報告し、調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、自己の信用状況について重大な変化が生じたとき、または生じる恐れがあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

#### **第14条 取引規定の変更**

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、銀行は、変更内容について銀行ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できます。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

#### **第15条 債権譲渡**

1. 銀行は将来この契約による貸付債権を他の金融機関等に譲渡することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲りうけることができるものとします。その場合借主に対する通知は省略するものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は、譲渡した債権に関し、譲受人の代理人になるものとします。借主は、銀行に対して、従来どおり第3条、第7条、第8条に定める方法によって銀行に元利金返済額を支払い、銀行がこれを譲受人に交付するものとします。

#### **第16条 保証会社を含む保証人に関する特約**

1. 借主は、銀行が保証会社を含む保証人（包括承継または債務引受により保証人の地位を取得した者を含みます。）の一部に対して履行の請求を行った場合は、借主にも請求の効力が及ぶことに予め同意します。
2. 借主は、保証会社を含む保証人（借主の委託を受けていない保証人を含みます。）から銀行に対して請求があつたときは、銀行が、保証人に対し、民法第458条2所定の情報（主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額）を提供することに予め同

意するものとします。

#### **第17条 連帯保証人の特約事項**

1. 連帯保証人は借主が本取引によって銀行に負担する一切の債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、本規定に従います。
2. 連帯保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権を持って相殺は行わないものとします。
3. 連帯保証人は、銀行が相当と認めるときは本取引の債務に関するその他の担保又は他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 連帯保証人が本取引による保証債務を履行した場合、保証人は、代位によって銀行から取得した権利については、借主と銀行との間に、本取引による残債務又は連帯保証人が保証しているほかの契約による残債務があるときは、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。連帯保証人は、もし、銀行の請求があれば、その権利又は順位を銀行に無償で譲渡するものとします。
5. 連帯保証人が借主と銀行との取引について他に保証をしている場合にはその保証は本取引により変更されないものとし、また、ほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証極度額に本保証の額を加えるものとします。連帯保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

#### **第18条 成年後見人等の届出**

1. 借主および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主および連帯保証人またはその代理人に補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに書面によりその旨を銀行に届け出します。また、借主または連帯保証人またはその代理人の補助人・保佐人・後見人について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届け出します。
2. 借主および連帯保証人またはその代理人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により銀行に届け出します。
3. 借主および連帯保証人またはその代理人もしくはこれらの者の補助人・保佐人・後見人について、すでに補助・保佐・後見の開始がなされているとき、および家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされているときにも、前二項と同様に、直ちに書面により銀行に届け出します。
4. 前三項の届出内容に変更または取消が生じたときにも同様に、直ちに書面により銀行に届け出します。
5. 前四項の届出を怠ったために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

#### **第19条 公正証書の作成**

借主および連帯保証人は、銀行の請求により、直ちに本取引による債務について強制執行認諾文言のある公正証書を作成するために必要な手続をとるものとします。本件に関する費用は借主および連帯保証人が負担するものとします。

#### **第20条 その他**

借主が既に銀行に「銀行取引約定書」を差し入れている場合は、その効力は本取引に及ばないものとします。

#### **第21条 合意管轄**

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所沼津支部を管轄裁判所とすることに合意します。

以上  
(2020年4月1日現在)